

姫路市簡易耐震診断推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市内に存する住宅（国、県、市、町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、姫路市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行う事業を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領（平成17年4月1日制定）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 長屋住宅 壁を接して、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (2) 戸建住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下、階段など複数の居住者の共用に供される部分を有するものをいう。
- (4) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は姫路市とし、その実施は、耐震診断技術者の派遣の可否の決定を除き、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）に委託して行うものとする。

(対象となる住宅の要件)

第4条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅（市長が認める増築等を除く。）
- (2) 建築基準法第9条に規定する措置を命じられている住宅
- (3) 次に掲げる工法の住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正

前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

- (4) 過去に、姫路市が行った耐震診断事業の適用を受けている住宅
- (5) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用以外に供されている住宅

2 前項各号によるもののほか、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号の要件を備えている住宅とする。

- (1) 申込者以外に所有権、借家権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合 原則として、耐震診断について当該権利者全員の同意が得られていること。
- (2) 住宅が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の建物である場合 耐震診断について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

（申込み手続き）

第5条 申込者は、耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅の建築年が確認できる書類
- (2) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断技術者の派遣の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施要件不適合通知書により当該申込者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第7条 市長は、耐震診断の実施の決定を通知したときは、速やかに耐震診断技術者の派遣をセンターに依頼するものとする。

（申込みの取下げ）

第8条 耐震診断の実施の決定を受けた者（以下「受診者」という。）は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断の申込みの取下げをするときは、決定通知を受けた日の翌日から15日以内に簡易耐震診断実施決定辞退届を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る実施決定は、なかったものとみなす。

（耐震診断の実施）

第9条 第7条の規定による派遣の依頼を受けた耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、耐震診断技術者が耐震診断を実施した場合において、その対象となった住宅の規模、構造等が申込書に記載された内容と異なるときは、申請者負担額その他の決定通知書の内容を変更することができる。

（申込者の費用負担等）

第10条 受診者は、耐震診断技術者が現地にて耐震診断を行った後、この事業の実施に要する経費の一部として、建物・構造の種別に応じて別表の申請者負担金の欄に定める額を市の発行する納付書により市に支払うものとする。

2 市長は、前項の負担金の納付を確認した後、耐震診断技術者からの診断結果を受診者に報告するものとする。

（経費の支払）

第11条 市長は第9条第1項の報告を受けた場合において、耐震診断が適正に行われていると認めるときは、センターとの委託契約に基づき、建物・構造種別に応じて別表の耐震診断経費の欄に定める額をセンターに支払うものとする。

（耐震診断の取消し）

第12条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みその他の不正の行為により耐震診断の実施の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の決定を取り消したときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施決定取消通知書により当該受診者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第13条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為をおこなうこと。

(補則)

第14条 この要綱の規定に基づく書類等の様式その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条第1項の規定により決定した耐震診断に関しては、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年1月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市簡易耐震診断推進事業実施要綱第2条、第4条、第5条及び第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第5条の申込み及び第8条の申込みの取下げについて適用し、同日前に行われた第5条の申込み及び第8条の申込みの取下げについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表中申請者負担金の欄の改正規定については、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条、第11条関係）

耐震診断経費 一棟当たり

建物・構造種別		No	耐震診断経費	申請者負担金	
戸建住宅	木造	1	31,500円	3,150円	
	非木造	2	63,500円	6,350円	
長屋	木造	3	63,500円	6,350円	
	RC造	1棟目	4	217,000円	21,700円
		2棟目以降	5	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,400円
		2棟目以降	7	79,500円	7,950円
	共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円
RC造		図面有り	9	217,000円	21,700円
		図面なし	10	321,000円	32,100円
		2棟目以降	11	155,000円	15,500円
鉄骨造		1棟目	12	114,000円	11,400円
		2棟目以降	13	79,500円	7,950円